

熊本県林業・木材産業改善資金事務処理要領

第1 総 則

林業・木材産業改善資金の貸付事務処理については、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和51年政令第131号）、同法施行規則（昭和61年農林省令第23号）、同法施行について（51林野企第44号）、同法運営について（51林野企第45号）及び熊本県林業・木材産業改善資金貸付要項（以下「貸付要項」という。）によるほか、県からの貸付については、この要領の定めるところによるものとする。

なお、第5、第6、第7、第8、第11及び第15の規定については、融資機関による貸付の場合に準用する。

第2 保証人等

貸付要項第5条第6項の連帯保証人の数は、次のとおりとする。

1. 連帯保証人の数は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 貸付金額が100万円以下のとき、1人以上。
 - (2) 貸付金額が100万円を超えるとき、2人以上。
2. 団体借入の場合には、原則として受益者全員（その者が特定されない場合には、団体の理事の半数以上）の連帯保証とする。
3. 借受者が会社等の場合には、保証人のうち1人以上は外部の者であること。
4. 借受者と生計を一にする親族を保証人とすることは避けるものとする。
5. 申請者同士が保証人となることはできない。
6. 県による貸付を受ける個人については、貸付決定後、借受者と連帯保証人との間で公正証書を作成し、貸付決定通知の日から14日以内に借用証書と併せて提出すること。

第3 担 保

貸付要項第5条第9項の知事が必要と認めて担保を求める基準等については、次のとおりとする。

1. 担保を求める基準については、次のとおりとする。
 - (1) 1 林業従事者及び会社については、貸付申請額が300万円以上。
 - (2) 団体については、理事の連帯保証により担保に代えるものとするが、債権保全上支障を来すと知事が認めた場合。
2. 担保は原則として不動産への抵当権の設定とし、設定順位は第1位とする。但し、申請額が300万円以上500万円以下の場合で担保に供する不動産を所有していない場合には、審査による貸付対象機械及び施設等について貸付金相当額以上の損害保険の加入と債務弁済を約した公正証書の作成にかえることができるものとする。なお、損害保険の加入期間は貸付金の償還が完了するまでの期間とするか、又は毎年の切り替えとし、その保険債務額は切り替え直前の未償還残高以上とする。
3. 前項の規定による損害保険にかかる保険金の請求については、県を権利者として質権を設定しなければならない。
4. 前項及び第2項に要する費用は申請者の負担とする。

第4 貸付資格認定申請書等又は償還金支払猶予申請書の提出部数等

貸付要項第4条に規定する貸付資格認定申請書、貸付要項第5条に規定する林業・木材産業改善資金貸付申請書及び貸付要項第14条に規定する林業・木材産業改善資金償還猶予申請書（以下「申請書類」という。）の提出部数等については、次に定めるところによる。

1. 申請者が、事務再委託機関を経由して申請書類を提出する場合は、正1部、副3部とする。この場合において、提出を受けた事務再委託機関は、副1部を控とし、正1部に副1部を添え申請者の住所地を所轄する地域振興局に、副1部を事務委託機関にそれぞれ送付するものとする。
2. 申請者が事務委託機関を経由して申請書類を提出する場合は、正1部、副2部とする。この場合において、提出を受けた事務委託機関は、副1部を控とし、正1部に副1部を添え申請者の住所地を管轄する地域振興局に送付するものとする。
3. 申請者が、直接知事に申請書類を提出する場合は、正副各1部を申請者の住所地を管轄する地域振興局に提出するものとする。
4. 前各号において、送付又は提出を受けた地域振興局長は、副1部を控とし、正1部にその申請に係る意見書1部を添え、県の担当課に翌月の10日までに副申するものとする。なお、意見書の作成にあたっては、次に掲げる事項について記載するものとする。
 - (1) 申請者の事業活動の状況について
 - (2) 申請書に記載された林業・木材産業改善措置についての効果について
 - (3) 債権の保全対策について
5. 貸付申請書に添付する資産証明書、所得証明書、決算書及び同意書（事務処理要領第1号様式、申請者が未成年の場合のみ提出）、事業計画書に添付する団体の規約等は、正1部を申請書類の正本に添付するものとする

第5 貸付申請書等の内容変更

既に提出した貸付申請書の内容に変更を生じた場合は、申請者は、速やかに内容の変更を貸付申請と同じ手続によって知事に申請するものとする。

第6 貸付申請の受付時期等

1. 貸付申請の受付期間は、毎年4月、7月、10月及び1月とする。この場合において、提出の期日は貸付要項第4条において規定された経由機関が書類を受理した日とする。
2. 資金の貸付決定を行う日は、毎年5月31日、8月31日、11月30日及び2月28日を目途として4回に分けて行うものとする。ただし、資金に余裕がある場合は、別に通知することにより貸付決定を行うものとする。
3. 貸付決定通知書の送付を受けた借受者は、貸付決定の日から10日以内に、貸付申請と同じ機関を経由して知事に借用証書等の提出を行うものとする。

第7 借受けの辞退及び事業期間の延長

1. 貸付決定通知書の送付を受けた日以降において借受者が貸付対象事業を中止した場合、そのほか借受けを辞退すべき事情が生じた場合は、直ちに林業・木材産業改善資金借受辞退届（事務処理要領第2号様式）1部を貸付申請と同じ機関を経由して知事に提出するものとする。

2. 借受者が、借受けに係る事業の延期をしなければならないときは、林業・木材産業改善資金事業延期願（事務処理要領第3号様式）正副各1部を当人の住所地を管轄する地域振興局長に提出するものとする。この場合提出を受けた地域振興局長は、副1部を控とし、正1部に意見書を付して知事に副申するものとする。知事は、速やかに期間延長の可否を決定し、地域振興局長を経由して、借受者に通知するものとする。

第8 貸付決定の取消し

1. 知事は、貸付決定通知書を発送した日から15日を経過してもなお借受者が借用証書を提出しないときは、借受けの意思がないものとみなし、貸付決定の取消しを行うことができる。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 知事は、貸付決定後において、借受者が借受けを辞退したとき、及び借受者の願い出た事業期間の延長を承認しないと決定したとき、又は虚偽の申請その他不正の手段によって貸付決定を受けたと認めたときは、その貸付決定を取り消すものとする。
3. 知事は、前各項により、貸付決定の取消しを行ったときは、林業・木材産業改善資金貸付決定取消通知書（事務処理要領第4号様式）を本人に送付するとともに、地域振興局長及び委託事務処理機関にその旨を通知するものとする。

第9 資金の交付等

1. 資金の送付及び償還の事務を処理するため、事務委託機関は肥後銀行に口座を設定するものとし、事務再委託機関及び借受者は事務委託機関と協議して定めた金融機関に口座を設定するものとする。
2. 知事は、借用証書等を提出した借受者に対し、貸付日に委託事務処理機関を経由し、（貸付要項第5条第4項によって、貸付申請がなされたものにあつては直接）口座振替により貸付金を交付するものとする。
3. 委託事務処理機関は、貸付金の交付があつたときは、即日、（送金手続き上、即日送金ができない場合は、その翌日）借受者に到達するよう口座振替によって送金するものとする。
4. 知事は、資金の交付が終わつたときは、速やかに林業・木材産業改善資金貸付台帳（事務処理要領第5号様式）を作成するものとする。

第10 事業実施報告

借受者が貸付要項第7条の規定により、林業・木材産業改善資金事業実施報告書（貸付要項第14号様式）を提出するときは、正副各1部を地域振興局長を経由して知事に提出するものとする。

第11 借受者の変更等

借受者は、次の各号のひとつに該当する場合は、速やかに当該各号に定める届出書を委託事務処理機関及び地域振興局を経由して提出しなければならない。

- (1) 団体等の代表が交替したとき。代表者変更届1部（事務処理要領第6号様式）
- (2) 借受者が住所を変更したとき。住所変更届1部（事務処理要領第7号様式）
- (3) 借受者が死亡した場合にその相続人が債務の履行に当たるとき。借受者名義変更届1部（事務処理要領第8号様式）

- (4) 知事が借受けに係る連帯保証人の追加を求めたとき。連帯保証人追加届 1 部（事務処理要領第 9 号様式）
- (5) 借受者が自己の都合により連帯保証人の変更を求めたとき及び知事が連帯保証人の変更を請求したとき。連帯保証人変更届 1 部（事務処理要領第 10 号様式）

第 12 償 還

1. 知事は、償還の通知を行うときは、委託事務処理機関を通じて納入通知書を送付するものとする。
2. 借受者は、知事が定めた償還期日までに納入通知書（事務処理要領第 11 号様式）により事務再委託機関に納入するものとする。この場合、納入を受けた事務再委託機関は収納した償還金等を自己の預金口座に入金し、速やかに事務委託機関の口座に振替送金するとともに、納入通知書（三連符）のうち領収済通知書を事務委託機関へ送付する。事務委託機関は、事務再委託機関より振替送金があった償還金等について速やかに払込書（事務処理要領第 12 号様式）により県に払込むものとし、委託収納計算書（事務処理要領第 13 号様式）により報告するものとする。
3. 借受者が林・木材産業業改善資金償還猶予申請書（貸付要項別記第 24 号様式）を提出するときは、貸付申請の手續に準じて行うものとし、当該申請の理由に関する証明書類 1 通を添付するものとする。

第 13 貸付確認調査及び指導

地域振興局長は、前年度末に貸付残高のある事業について、毎年度林業改良指導員により 10 月末に確認調査及び今後の林業経営等に関する指導を実施し、その結果を 11 月末までに林業・木材産業業改善資金借受者調査書（事務処理要領第 14 号様式）により、県の担当課に報告しなければならない。

ただし、当年度に貸付金の全額を償還する場合にあって、償還期間中の調査が困難なものに限っては、前年度 1 月から調査することができるものとする。

第 14 委託事務の監督等

1. 委託事務処理機関は、林業・木材産業業改善資金貸付台帳（事務処理要領様式第 5 号）を備え付けなければならない。
2. 知事は、委託事務処理機関が備え付ける林業・木材産業業改善資金貸付台帳等事務の委託に係る書類の確認を行うものとする。
3. 知事は、必要があると認めるときは、借受者及び委託事務処理機関に対し、対象事業に関する報告を求め、事業運営の状況又は関係書類を調査し、必要な指示をするものとする。

第 15 被災報告

火災、事故等の災害により、貸付機械・施設の破損若しくは喪失が発生した場合は、任意の様式により、貸付申請と同じ手續によってただちに知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月28日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。